資料3－1

令和元年度の全国と鹿児島支部の収支状況（暫定版）

（※数値は、国から提供のあった暫定値に基づいて算出したものであり、今後の国の決算の状況で変わりうる。）

（百万円）

	収入						支出															収支差		
	保険料収入		その他収入			計	医療給付費（調整後）（国庫補助を除く）								現金給付費等（国庫補助等を除く）	前期高齢者納付金等（国庫補助を除く）	業務経費（国庫補助を除く）	一般管理費（国庫負担を除く）	その他支出	平成29年度の収支差の精算	計	計	収支差	
		一般分		債権回収以外	債権回収			医療給付費															全国平均分	地域差分
								(A)－(B)	医療給付費(A)	震災特例分(B) 平成29年度の協会手当分(B1)	震災特例分(B) 波及増分(B2)	年齢調整額	所得調整額	激変緩和										
全国計	9,593,872	9,592,138	53,704	41,269	12,435	9,647,576	5,033,228	5,033,228	5,037,816	2,270	2,318	－	－	－	440,451	3,419,592	136,178	43,441	34,806	－	9,107,696	539,880	539,880	－
鹿児島	128,653	128,631	750	545	206	129,404	69,434	81,875	81,875			▲ 598	▲ 11,351	▲ 491	5,812	45,123	1,797	573	459	15	123,213	6,190	7,124	▲ 934

（注）1.「債権回収」は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
2.「年齢調整額」、「所得調整額」、「激変緩和」のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
3. 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和元年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災及び熊本地震に伴う平成29年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。
また、(B2)は、東日本大震災等に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分（国庫補助を除く。波及増分）を表す。
5.「平成29年度の収支差の精算」は、平成29年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算（健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの）を表す。
6. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わりうる。

※参考【直近5年間の収支状況の推移】

○全国　（百万円）

	収入	支出	収支差	地域差分
H27	8,059,944	8,014,730	45,214	－
H28	8,432,049	7,933,382	498,667	－
H29	8,813,955	8,365,333	448,622	－
H30	9,160,889	8,566,054	594,835	－
R1	9,647,576	9,107,696	539,880	－

（注）H27～29の数値は確定値、R1の数値は暫定値。

5.31　6.32　-9.24

○鹿児島　（百万円）

	収入	支出	収支差	地域差分
H27	113,027	112,806	221	▲ 412
H28	117,098	110,223	6,874	▲ 8
H29	121,626	115,531	6,094	▲ 15
H30	124,725	117,232	7,494	▲ 519
R1	129,404	123,213	6,190	▲ 934

（注）H27～29の数値は確定値、R1の数値は暫定値。

3.75　5.10　-17.40　79.89